

要望書（回答）

I、年金制度の維持・改善

1、短時間労働者の被用者年金保険加入抜本的拡大

- ① 短時間労働者の老後生活を支え、将来の年金財政安定に貢献するために、速やかに、かつ抜本的に加入拡大を図ること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

短時間労働者の将来所得保障への対応、働き方に中立的な制度とすることで働きたいと希望する人が働きやすくするという社会的な要請を背景に、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が現在進められております。これまでの適用拡大により40万人が新たに第2号被保険者となりましたが、今後も更なる適用拡大が図られるものと考えております。

- ② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大を図ること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

上記要望と同様に、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が現在進められておりますことから、今後の推移を注視していきたいと考えております。

2、高所得者の基礎年金見直し

基礎年金の国庫負担分について、クローバックを検討する場合は対象とする高所得者の基準を適正に設定すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

高所得者が受給している基礎年金の一部支給停止については、2016年度以降進められています経済・財政再生計画の改革工程表にも検討事項として盛り込まれており、2019年の次期財政検証に速やかに検討を行い、その結果に基づき法案提出も含めた必要な措置を講ずるとされておりますことから、就業促進効果や再分配効果などを考慮し、「人生100年時代」を視野に検討がされるものと考えております。

3、公的年金積立金の適正な管理・運用

- ① 被保険者の利益のための運用公的年金積立金は、専ら被保険者の利益のために運用すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

公的年金は、現役世代から高齢者世代へ仕送りするという「世代間扶養」が基本となります。しかしながら、この仕組みでは、急激な少子化が進むと、支えての減少から保険料収入が減り、高齢者の増加から給付が増えることとなります。

年金積立金は、一定の給付を確保するために、あらかじめ保険料の一部を給付に充てず積み立てたものであり、年金給付に必要な収入の大部分は、保険料収入や税金によりまかなわれていますが、この年金積立金を運用して得られた収入も活用しつつ、安定的な年金給付を行っています。

なお、単年度の年金積立金の実績と将来の見通しとの乖離状況については、毎年度比較検証を行っております。

- ② 年金積立金を「官製相場」のために用いないこと。運用収益目標を達成するため経営委員会の機能を高めること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

年金積立金は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、将来の給付の貴重な財源となっておりますことから、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針等については、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）が作成する中期計画に記載して公表することとしています。また、運用状況につきましても、業務概況等により公表することとしています。

また、GPIFに設置されている運用委員会については、慎重かつ細心の注意を払い、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ年金積立金の管理及び運用を行っておりますことから、今後も推移を見守ってまいりたいと考えております。

II、医療制度について

1、公的皆保険の堅持

- 公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。保険収載を前提としない「混合診療」は導入しないこと。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

公的医療保険制度の維持は、市民が適切な医療を受け、安心して暮らしていくためには、必要不可欠なものであると考えております。引き続き「混合診療」に関する国の動向につきましては、注視してまいりたいと考えております。

2、医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など、医療提供体制を合理的に整備すること。第7次医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携を目指すこと。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

地域医療を取り巻く環境は、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となるなど、大きな転換期を迎えており、北海道医療計画及び地域医療構想に基づき取組を進めているところです。

患者が住み慣れた地域で病気と共存しながら生活し続けられるよう、引き続き、北海道や地元医師会等の関係機関と連携を図りながら、医療・介護連携を推進し、切れ目のないサービス提供体制の構築に努めてまいります。

3、生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

クオリティオブライフ、クオリティオブデスを向上させること。とりわけ望まない延命措置回避の仕組み、在宅みとりを支える仕組みの整備を急ぐこと。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日を送ることができることを目指し、今年度は「みんなで健幸大作戦！」を展開しており、「各種検（健）診の受診」や「適切な食生活」、「禁煙」、「適度な運動」を柱に事業を推進しております。

市民の一番の財産である「健康」を保持増進し、健康寿命の延伸を図ることが重要であることから、引き続き大作戦の4つのテーマに添って市民の健康づくりを支援するとともに、とまこまい医療介護連携センターなどの関係機関と連携し、在宅みとりの体制構築に努めてまいります。

4、高齢者医療制度における医療費定率負担2割化や資産等を算定基礎とした患者負担論の撤回

「制度発足時の根幹を崩す75歳以上の医療費定率負担2割化」「負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度であるため本市としての回答は持ち合わせておりませんが、国では、平成25年8月に提出された「社会保障制度改革国民会議報告書」において、「後期高齢者医療制度は十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当である」と結論づけられているところであります。

御要望のありました件につきましては、「全国後期高齢者医療広域連合協議会」か

ら国に対し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。」と要望書を提出してきたところであり、今年度も後期高齢者の窓口負担の在り方については、「現状維持を基本とし検討を慎重に進めること。」と、令和元年6月に提出しているところであります。

今後も、国において、検討を重ね実施状況等を踏まえた必要な改善が行われていくものと考えておりますが、本市としましては、国や関係審議会等の動向を注視してまいりたいと考えております。

5、医療保険給付率の自動的引き下げ制度導入検討の撤回

経済成長・人口動態と連動する医療保険給付率の自動引き下げの検討をやめること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

経済状況や人口動態については、常に目まぐるしく変化しておりますが、変化に対応しながらも公的医療保険制度を維持していくことは、市民生活を守る意味でも大変重要であると認識しております。医療保険給付率の自動引き下げの検討をめぐる国の状況につきましては、共同保険者である北海道とも連携しながら、注視してまいりたいと考えております。

6、新しい国民健康保険制度の円滑な施行

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

平成30年4月に国保都道府県化が実施されましたが、今後も制度改正の際には加入者の混乱が生じない様に、みなさまへの周知に努めてまいりたいと考えております。

Ⅲ、介護保険制度について

1、介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを介護保険給付から切り離さないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護を行っている家族等の介護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携するなど介護者の負担軽減を図っております。今後も継続し、介護者の支援に努め

てまいります。

また、要介護1・2の総合事業への移行につきましては、令和元年12月16日の社会保障審議会において見送りが決まりましたが、引き続き国の動向等にも注視してまいります。

2、認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

- ① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

認知症施策については第7期介護保険事業計画に位置付けており、認知症に関する相談体制の整備や家族支援、認知症の人の地域の見守り体制整備等を継続して実施してまいります。

また、現在国で審議されております認知症対策基本法について、引き続き動向を注視しながら認知症施策に取り組んでまいります。

- ② 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える制度に国として責任を果たすこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

国の関係省庁等による会議において、認知症の方が事故を起こした場合の損害賠償額を補償する制度の創設について検討もされておりましたが、結果、創設は見送られ、事故等の未然防止・早期対応や、民間保険の紹介・普及等を進めることとされていたところです。

本市としましても、高齢者の事故等の未然防止・早期対応や民間保険の紹介・普及等について関係機関と連携した周知を図るほか、引き続き国の動向等にも注視してまいります。

3、在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ① 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。医療・介護連携、他機関連携を促進するために、運営費及び職員体制を充実すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、市が基幹型同等の機能を果たしており、今後も地域包括支援センターを中心

とした地域の関係機関との連携を密にし、地域のネットワーク構築等機能強化を図ってまいります。また、運営費及び職員体制については、地域包括支援センター委託法人及び地域包括支援センター運営協議会等とも協議しながら進めてまいります。

- ② 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。連携を強化するサービス体系とすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、在宅高齢者のなかには、訪問介護で生活援助のみではなく、身体介護を併せて受けている方もおりますが、今後につきましても引き続き、円滑に必要なサービスが受けられるよう努めてまいります。

4、高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室整備等の居住環境の改善を図ること。多床室入居者負担を増額しないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

第7期介護保険事業計画において、特別養護老人ホームの増床の整備計画を進めているところです。

また、現在、第8期介護保険事業計画の策定に向け、どのような施設を利用したいかなどの設問を含む介護サービス利用アンケートを実施しているところです。その結果を踏まえた上で、必要な施設整備計画を立ててまいりたいと考えております。

- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的な整備・拡充を図ること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

老人福祉法の規定により、養護老人ホームは環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所する施設で、機能、設備及び運営に関する基準については、法に定められた運営となっております。

市内の養護老人ホームに空きがない場合は、空きが出るまで入所をお待ちいただく事になりますが、御本人、御家族や関係機関と丁寧に協議をして、近隣市町村の養護老人ホームへの入所も検討いただき、待機者解消に努めておりますので御理解願います。

なお、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする要介護の方は、介護保険法に規定する居宅サービスや施設サービスにより適切な支援を受けていただくこととなります。

- ③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

第7期介護保険事業計画において、高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、安心して暮らせる環境づくりに、努めているところです。

また、現在、第8期介護保険事業計画の策定に向け、どのような施設を利用したいかなどの設問を含む介護サービス利用アンケートを実施しているところですので、その結果を踏まえた上で、必要な施設整備計画を立ててまいりたいと考えております。

5、介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。介護事業における人件費比率を指針として示し、必要な行政指導を行うこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護労働者の処遇が改善されるよう、これまで実施している最低賃金の改正などの情報提供や、事業所から提出される処遇改善計画の内容が適正であるかの確認、指導を行っております。今後も国の動向を注視しながら確認等を継続して加算の取得を推進し、介護職員の処遇改善へ繋げるなど介護離職ゼロに努めてまいります。

また、介護職員の処遇改善が図られるよう国及び道に対し機会を捉えて要望してまいります。

6、国交付金の見直し

- ① 介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護保険の安定的・円滑な運営ができ、高齢者が適正な介護サービスを受けられることが重要と認識しておりますので、本市としましても、引き続き国の動向等に注視してまいります。

- ② 新たな財政的インセンティブは、要介護認定の歪曲やケアプラン抑制、改善見込みのある利用者の選別受け入れなどを引き起こさせない総合的指標を整備すること。新設したインセンティブ交付金は調整交付金と別枠財源措置を堅持すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

現在、保険者機能強化推進交付金においては、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するために創設された交付金でありますので、保険者機能強化推進交付金につきましては、今後も調整交付金とは別に財源措置がされるよう、本市としましても、引き続き国の動向等に注視してまいります。

7、利用者負担を拡大しないこと

医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担原則 1 割を維持すること。また、負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を持ち込まないこと。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護保険制度改正について、厚生労働省の社会保障審議会で継続的に審議されております。介護保険の利用者負担について制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保していけるよう、本市としましても、引き続き国の動向等にも注視してまいります。

IV、貧困・低所得者対策について

1、生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第 25 条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

【回答】（福祉部生活支援室 担当）

生活保護基準につきましては、国において、年齢や世帯人数、地域差の影響、物価の動向等を勘案した上で決定されております。

この基準に従った適正な制度実施の観点から、被保護者の実態や生活状況の把握に努め、各加算や各種扶助の認定を適切に行ってまいります。

2、自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

当市では、生活困窮者自立相談支援事業を直営で運営しております。

生活困窮者に対する相談支援が包括的に実施されるよう、任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業4事業の委託先や関係機関と緊密に連携し、支援体制の更なる強化に取り組んでまいります。

V、税制について

個人所得税

① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間、金融所得の税率を引き上げること。

【回答】（財政部市民税課 担当）

所得税は、国において経済状況や政策方針等により見直しが見直しが実施されているところです。今後、所得税に関連した基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除などに関する改正が控えておりますが、引き続き、個人の所得に係る税制改正について国の動きを注視してまいりたいと考えております。

② 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。年金課税の変更により増収が生ずる場合は全額を年金財政に繰り入れること。

【回答】（財政部市民税課 担当）

年金課税については、令和2年分以後の収入に係る公的年金等控除の改正が控えておりますが、国において経済状況や政策方針等によって、今後も様々な見直しが検討されることになると考えております。また、年金財政については、社会・経済等の変化を踏まえ、国において様々な検討を行っているところですので、その動きを注視してまいりたいと考えております。

VI、不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、第 190 通常国会で成立した特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

【回答】（市民生活部安全安心生活課 担当）

苫小牧市では「消費者被害防止ネットワーク」を設置し、構成団体と地域住民が連携して悪質商法の被害に遭わないための情報提供や悪質業者の早期発見・通報などを行い、消費者被害の未然防止と被害者の救済につなげる役割を担っています。その中で不招請勧誘・販売に対しても「訪問販売お断りステッカー」を配布し注意喚起等を行っているところです。

なお、北海道弁護士会連合会では『「お断りステッカー」を無視した強引な訪問販売は北海道消費生活条例違反となる』として独自にステッカーを作成・配布しており、（一社）北海道消費者協会においても啓発資材として「訪問販売お断りステッカー」を勧めている状況にあります。本市においても更なるステッカー等の配布や情報発信を続けることが消費者被害の未然防止に繋がるものと考えております。

特定商取引法の改正の要請につきましては、今後の北海道や他市町村の動向を注視しながら、様々な機会を通して意見交換をしてみたいと考えておりますので御理解願います。